宮城県(以下「甲」という。)と国立大学法人東北大学(以下「乙」という。)とは,包括的な連携の下,相互に協力し,地域社会の発展に寄与することを目的として協定を締結する。

(連携・協力事項)

- 第1条 甲及び乙は、頭書の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を推進するべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、協働で取り組むものとする。
 - (1) 災害対策,復興推進に関する事項
 - (2) グリーン未来社会の実現推進に関する事項
 - (3) 経済産業の持続的な成長促進に関する事項
 - (4) 地域創成を担う人材の育成に関する事項
 - (5) 地域課題解決に関する事項
 - (6) 新型コロナウイルス感染症対策に関する事項
 - (7) その他、甲及び乙の協議により必要と認められる事項

(協議)

第2条 前条に掲げる事項を円滑かつ効率的に進めるために、甲及び乙は、必要な事項について協議し、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、期間満了の 1か月前までに甲又は乙のいずれからも解約の申出がなければ、更に1年間 有効とし、その後も同様に更新するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定により知り得た情報については、この協定の有効期間中及び 終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前 に相手方の承諾を得たときは、この限りでない。 (この協定にない事項)

第5条 この協定に定めるもののほか、協働事業の具体的内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通 を所持する。

令和4年3月8日

甲 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県知事

乙 宮城県仙台市青葉区片平2-1-1 国立大学法人東北大学総長